

令和6年度 引き上げ分の地方消費税収入の使途について

引き上げ分の地方消費税収入については、社会保障4経費その他社会保障施策に充てるものとされています。

社会保障4経費とは、年金、医療及び介護の社会保障給付費並びに少子化に対処するための施策に要する経費とされており、社会福祉・社会保険・保健衛生 のいずれかに関する施策です。

本町の引き上げ分地方消費税額及び社会保障財源として充当する事業は次のとおりです。

【歳入】

・引き上げ分地方消費税交付金 258,905千円
 (県見込額) 13,157,000,000円 × (人口按分) 0.019678103729148

【歳出】

(単位：千円)

事業名			事業費	財源内訳				引上げ分の 地方消費税
				特定財源			一般財源	
				国県 支出金	地方債	その他		
社会 福祉	障害者 福祉事業	重度心身障害者等 医療費助成費	44,000	16,442			27,558	15,112
	児童福祉 事業	子ども医療費 助成費	109,000	32,500			76,500	41,952
社会 保険	国民健康 保険事業	国民健康保険特別会計 繰出金	131,252	70,489			60,763	33,322
	介護保険 事業	介護保険特別会計繰出金	169,518	12,276			157,242	86,231
	後期高齢者 医療事業	後期高齢者医療特別会計 繰出金	61,231	38,195			23,036	12,633
保健 衛生	健康増進 事業	がん検診等疾病予防 対策事業	53,935	1,842		6,900	45,193	24,784
	予防接種 事業	個別予防接種事業 (新型コロナ除く)	82,871	1,048			81,823	44,871
合 計			651,807	172,792	0	6,900	472,115	258,905